

兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○兵庫県スポーツ推進審議会規則（県民生活部総務課）	2
○兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則（県民生活課）	2
○火薬類の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（消防保安課）	3
○兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（医務課）	3
○工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（地域産業立地課）	5
○兵庫障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（能力開発課）	5
○兵庫県立ものづくり大学校管理規則の一部を改正する規則（能力開発課）	13
○兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）	14
○兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）	14
○建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	15
○財務規則の一部を改正する規則（会計課）	15

公布された法令のあらまし

◎兵庫県スポーツ推進審議会規則（規則第10号）

兵庫県スポーツ推進審議会を知事の附属機関とすることに伴い、同審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

◎兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則（規則第11号）

兵庫県立丹波の森公苑のアトリエを里山スクエアに改修することに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎火薬類の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第12号）

火薬類取締法施行規則の一部改正に伴い、同令の引用条文を改めることとした。

◎兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（規則第13号）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正により、看護師学校養成所の指定基準が見直されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第14号）

工業技術センターの機械器具の新規購入等に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。

◎兵庫障害者職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（規則第15号）

民法の一部改正により、極度額の定めのない個人根保証契約はその効力を生じないものとされたこと等を踏まえ、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫障害者職業能力開発校運営規則
- 2 兵庫県立職業能力開発校運営規則
- 3 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則
- 4 兵庫県立但馬技術大学校管理規則
- 5 兵庫県立農業大学校管理規則
- 6 兵庫県立森林大学校管理規則

◎兵庫県立ものづくり大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第16号）

近傍同種の駐車場の料金との均衡を図るため、兵庫県立ものづくり大学校に設置する駐車場の使用料の額を見直すこととした。

◎兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第17号）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の制定によ

東海岸町沖5号岸壁	－12	3
東海岸町沖6号岸壁	－5.5	3
東海岸町沖7号岸壁	－5.5	3
東海岸町沖8号岸壁	－5.5	3

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第19号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第8号中「第55条第3項第1号若しくは第2号」を「第55条第3項若しくは第4項各号」に改め、「第57条の4第1項ただし書」の右に「、第58条第2項」を加える。

第18条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第52条第6項第3号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図

ウ 各階平面図

エ 2面以上の立面図

オ 断面図

カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第20号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第37条中「第156条第1項」を「第156条第1項第1号」に、「小切手等は、その支払地が納付しようとする公金機関（会計管理者又は出納員に納付するものにあつては所管の総括店又は取次店）の加入している手形交換所の交換取扱地域（この地域と同様に交換決済ができる他の手形交換所の交換取扱地域を含む。）内にあるもの」を「同号に規定する小切手等の支払地の区域は、全国の区域」に改める。

別表第1の2の部中

「			
教育事務所		総務課長	」

を